



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032  
東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST  
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

### 税務調査では必ず調べられます、外注費！

企業にとって最も大きなコスト負担の1つが人件費ですが、そのコスト削減目的などの理由から従業員との雇用契約を見直し、雇用形態から請負形態に切り替えるケースが見受けられます。消費税の仕入税額控除を受けられ、社会保険の法人負担が軽減されるなどのメリットがあるためです。しかし、外注扱いとして処理した費用が、状況によっては給与と認定され、遡って源泉所得税を追徴され、消費税の仕入税額控除を否認されるというダブルパンチを受けてしまうケースがあります。請負か給与か、その区分が容易ではないため、例えば、次の事項を総合勘案して判定することになります。

- ①その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- ②役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- ③まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利としてすでに提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- ④役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

具体的な対策として、例えば請負契約書を作成することです。雇用か請負かの判定はあくまで実態に応じて判断すべきですが、税務調査に当たり、請負契約であることを立証するためには、請負契約書の存在が欠かせないと思います。契約書には、できるだけ請負契約であることが証明できる条項を入れておくべきかと思います。また、経費は外注者が負担することです。材料費等をまとめて会社で調達する場合などは外注者に有償支給すべきかと思います。外注者が個人の場合、事業所得として確定申告を行っているかも判断材料の1つになるものと思われます。

否認された場合に、業種によっては大きなダメージとなってしまいますので、作業の内容を確認し、仮に税務調査があった場合でも抗弁できるだけの準備をしておく必要があります。

### 節税保険の封じ込め②

法人の節税対策として有名だった「ガン保険」について、平成24年4月27日に国税庁の法令解釈通達が改正され、節税メリットが大幅に低下することになりました。

「ガン保険」は、がんによる死亡保障などに備えて、法人が保険料を負担し、将来の保険事故が発生した場合に、保険金が支払われます。この保険は、掛け捨てのため支払時に全額損金できるという節税メリットがあります。また、解約返戻率が80%~90%と高く、保険によっては100%の保険もあったようですので、簿外に貯蓄もできるというメリットもあります。また、契約者貸付制度もあるため、将来資金繰りに困った際は、解約返戻金の範囲内で貸付を受けられるという安心感もありました。そのため、本来の医療保険という側面よりも、節税と貯蓄がセットでできるメリットを活かし、外資系の生命保険会社を中心に相当数販売されていました。

改正の内容ですが、改正前は法人が支払った保険料は全額損金が認められていましたが、平成24年4月27日以後の契約に係る「ガン保険」の保険料については、全額損金から1/2損金(半分損金)に変更することになりました。

ここで、「平成24年4月27日以後の契約」と明記されていますので、平成24年4月26日以前に契約された保険料については、従前の取扱いになり、全額損金が認められます。

この改正ですが、法律の改正ではなく、通達の改正になりました。通達の改正の前にはパブリックコメントという形式をとり、国税庁のホームページでガン保険の税務について、広く一般の意見を募集しました。この形式は、今後も増えると予想されますので、国税庁のホームページも随時チェックしていく必要があると思います。

保険を使った節税商品は、毎年のように封じ込められていますが、節税メリットがある保険はまだ多数存在するようです。永遠に続くイタチごっこのような様相を示してきました。